

不燃・大型ごみを出す日

◇資源ごみ

7日(第1火曜日)

◇小型プラスチックごみ

14日(第2火曜日)

◇燃えないごみ

21日(第3火曜日)

◇燃えない大型ごみ

28日(第4火曜日)

☆スプレー缶、カセットボンベ等は必ず中身を使い切ってから穴をあけ、資源ごみとして出してください。

御坊広域清掃センター「直接持込」

◇平日

8:00~11:45

12:45~16:00

◇休日【3月19日(日)】

8:00~11:30

平日・休日とも搬入許可申請書が必要です。

入手方法

・HP(御坊広域行政事務組合、市役所)

・窓口

(御坊広域清掃センター、市役所、市民サービスコーナー(名田))

ポリ塩化ビニル製品の分別変更について

現在、ビニール類は「小型プラスチックごみ」として分別して頂いておりますが、そのうちビニールホースやビニールプール、浮き輪などのポリ塩化ビニル製品(PVC)に限り「燃えないごみ」として分別をお願いします。ごみの分け方(ポスター版)は「小型プラスチックごみ」に分別されていますので、ご注意ください。

市民の皆様には、大変ご迷惑とお手数をおかけしますが、ご協力よろしくをお願いします。

環境衛生課

☎0738-23-5506

会社を退職された方へ
国民年金の手続きは
お済みですか？

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金(または共済年金)から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている配偶者も国民年金の変更の届出が必要です。詳しくは国民年金課までお問い合わせください。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社(または共済組合)への届出が必要です。

問 国民年金課 年金係
☎0738・23・5530

子ども医療費助成制度の
新規申請について

3月31日で「乳幼児医療費助成制度」の受給期間が満了となる方は、4月1日より新たに「子ども医療費助成制度」の対象となります。子ども医療費助成制度の認定を受けるためには、申請が必要です。

対象家庭には、3月初旬に案内及び申請書を送付します。対象となるお子さんの健康保険証など必要書類を持参のうえ、健康福祉課福祉医療係にて手続きを行ってください。

なお、手続きが完了しない場合は、受給資格が発生しませんのでご注意ください。

問 健康福祉課 福祉医療係
☎0738・23・5645

御坊市
在宅育児支援事業給付金
の申請はお済みですか？

在宅で育児をしている世帯において、第二子以降に対する支援制度の令和4年度分の支給を受けるには、年度内(令和5年3月31日まで)の申請が必要です。

対象乳児
市内に住民登録がある
(令和3年4月1日〜令和4年12月31日生まれ)

①生計を一にする世帯内の第二子以降
②市民税所得割合算額が77,101円未満である生計を一にする世帯内の第二子

支給対象者
市内に住民登録がある
・育児休業給付金を受給していない
・乳児を保育所等に入所させていない等

問 御坊市 子育て支援課
☎0738・23・5645

問 社会福祉課 福祉児童係
☎0738・52・5033
「就学援助制度」
知っていますか？

経済的な理由で、小・中学校に就学させることが困難な児童(生徒)の保護者の方に、学用品費・学校給食費・修学旅行費などの就学にかかる費用の一部を援助する制度があります。

ただし、就学援助制度の認定を受けるためには、保護者の方の所得などについて一定の基準があります。

就学援助制度の利用を希望する方は、児童(生徒)が通学している各学校にご相談ください。

問 教育委員会 教育総務課
☎0738・23・5525

商品券事務局からの
お知らせ

マイナンバー地域応援商品券の使用期限は、3月31日(金)です。

商品券をお持ちの方は、使用期限までに必ずご使用ください。

使用期限を過ぎると、商品券は無効となり、使用できませんのでご注意ください。

◆商品券取扱加盟店の皆様へ
マイナンバー地域応援商品券の換金期限は、4月14日(金)です。

換金期限を過ぎると、換金できませんのでご注意ください。

問 マイナンバー地域応援商品券事務局
☎0738・52・7333